

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援		
主管部局・課室	職業安定局雇用政策課介護労働対策室		
関係部局・課室	職業安定局総務課首席職業指導官室		
関連する政策体系			
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	
個別目標	2	早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること	
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	
施策目標	2-1	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等とともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること	
個別目標	13	介護労働者の雇用管理の改善等を図ること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析						
福祉・介護サービス分野は、少子高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれるとともに、より質の高いサービスを提供することが求められているが、一方で、介護事業所においては離職率が高く、人材の確保が困難な状況となっている。						
(2) 問題分析						
近年の景気回復に伴う他の産業分野における採用意欲の高まり、賃金水準の低さ等労働条件が厳しいとの認識が広まる中、離職率の高さと相まって、人材確保や職場定着が困難となっている状況がみられ、喫緊の対応が必要である。						
(3) 改善方策（事業実施の必要性）						
介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対して一層の支援を行っていくため、既存の介護関係助成金について所要の見直しを行いつつ、助成対象の拡充を図る。また、新たに「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」により、福祉・介護サービス分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図り、同分野での安定的な人材確保に資するよう対策を講ずる。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	全職種に係る有効求人倍率 （単位：倍）	0.66	0.83	0.94	1.02	0.97
2	介護関係職種に係る有効求人倍率 （単位：倍）	—	1.14	1.47	1.74	2.10
3	全職種に係る平均離職率 （単位：％）	16.1	16.0	17.5	16.2	（未公表）
4	介護労働者に係る離職率 （単位：％）	—	21.0	20.2	20.3	21.6

(調査名・資料出所、備考)

①指標 1 及び 2

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」による。

備考：有効求人倍率については、常用労働者（含むパートタイム）の値。

②指標 3

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」による。

備考：全職種平均離職率については、常用労働者（男女計）の値。

③指標 4

資料出所：(財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査」による。

備考：離職率については、平成16年は、ケアマネジャー、サービス提供責任者、直接介護に当たるとする介護職員の3職種計の値。平成17年以降は、訪問介護員及び介護職員の計の値。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

(1) 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設

雇用管理の改善を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介助福祉機器の導入等、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施。

(2) 雇用管理改善等援助事業の推進

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等の実施。

(3) 「福祉人材ハローワーク（仮称）」の創設等

福祉人材の安定的な確保が特に困難な大都市圏（東京、愛知、大阪）に福祉・介護サービス分野に特化したマッチング拠点である「福祉人材ハローワーク（仮称）」を設置し、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介等の人材確保支援を行う。また、全国57か所のハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、福祉・介護サービス分野の職業紹介等の人材確保支援を行う。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	6,354	6,948	3,520	3,103	10,501 (8,305)

※「H21」については予算概算要求額

※（ ）は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額

3. 事業の目標

事業の目標

介護労働者の人材確保・定着促進に資する助成金の支給、「福祉人材ハローワーク（仮称）」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着を図る。

政策効果が発現する時期 | 実施以後、随時効果の発現が見込まれる。

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（単位：%）	本事業は、助成金の支給等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。

(整理番号16)

2	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率(単位:%)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	福祉関連職業の充足率(単位:%)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1は、助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局調べ。)による。 ・指標2は、相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査(財団法人介護労働安定センター調べ。)による。 ・指標3は、厚生労働省「職業安定業務統計」による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金支給決定件数(単位:件)	本事業は、助成金の支給により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業に係る相談/情報提供件数(単位:千件)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	「福祉人材ハローワーク(仮称)」等における相談件数(単位:件)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1及び3は職業安定局調べによる。 ・指標2は(財)介護労働安定センター調べによる。		

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。 こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないように、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由)			

(整理番号16)

本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	---	----------------------------

(有の場合の整理の考え方)

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

(投入)

介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設や「福祉人材ハローワーク(仮称)」等の設置

↓

(活動)

助成金の支給やきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施

↓

(結果)

福祉・介護サービス分野における雇用管理改善やマッチング機能の強化

↓

(成果)

福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着に資する

事業の有効性

本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。

(3) 効率性の評価

福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。

本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

第169回通常国会で成立した「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」(平成20年法律第44号)においても、「政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処

(整理番号16)

遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月29日)において、高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会の実現のため、「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」を行うこととされている。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし